

オンライン授業実施におけるコンテンツ使用に関する注意事項

和光大学

オンライン授業実施における他人が作成したコンテンツ使用に際し、法的に注意すべき基本的なポイントと、今回施行された改正著作権法 35 条関連のポイントについて、以下に掲げます。

I 著作権

1. 著作権の基本的な理解について

- (1) 著作権法では、著作物の著作者に著作権と著作者人格権を認め、前者については特段の手続きなしに著作物を創作すれば著作権が生じます。具体的には、本、CD、講演、生演奏などであり、さらに教員の講義、学生のレポートやプレゼンテーションなども著作物となります。
- (2) 著作権は、主に著作物利用に関する権利のことであり、複製、上演・演奏、上映、公衆送信、口述、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳・翻案などを行うこと、または他人が行うことを許諾する権利です。
- (3) 著作者人格権は、公表権、氏名表示権、同一性保持権（改変を受けない権利）など、著作者の人格的利益に関わる権利です。
- (4) 著作物の「引用」が認められていますが、未公表の著作物は引用できませんし、また引用する場合でも、明瞭区分性（「」で括る）、主従関係（オリジナル部分を主とする）、出典の明示、引用目的が正当な範囲であること、改変しないことなどが求められます。

2. 今回の改正著作権法第 35 条（2018 年改正）について

2020 年 4 月 28 日付けで、著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」が施行されました。なお、改正著作権法第 35 条の条文は、以下のようになっています。

【条文】

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条文において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物のその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第 38 条第 1 項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときは、適用しない。

(1) 「授業目的公衆送信補償金制度」の創設について

今回新たに「授業目的公衆送信補償金制度」が創設されました。これは学校の設置者が文化庁の指定する権利者団体（指定管理団体）に一括して補償金を支払うことで、個別の許諾を要することなく様々な著作物を円滑に利用することができる制度です。これにより、予習・復習・自宅学習用の教材をメールで送信することや、リアルタイムでのオンライン指導やオンデマンドの授

業において、講義映像や資料をインターネットで学生に対して送信することが可能となりました。ただし、学生が購入することを想定した図書等をそのまま送信するなど、著作権者の利益を不当に害する行為は認められません。例えば、学校等の教育機関でコピー・配信されることによって、現実に市販物の売れ行きが低下したり、将来における著作物の潜在的販路を阻害するかという観点から判断されます(ドリルやワークブックなどが該当)。授業で使用する際は、あくまで「引用」の範囲を越えられませんので、ご注意ください。

(2) 具体的な事例について…文化庁作成の Q&A より

- ①誰でも見られるウェブサイト上に、教材や授業動画をアップロードすることはできません。また、学校間での教材の共有もできません。YouTube を活用する場合、「非公開」や「限定公開」という設定を行うことによって受信者を限定することになります。
- ②「授業の過程における利用」が対象となることから、授業の予習・復習の際も利用の対象となります。
- ③法律上、全ての権利者の権利を制限しているため、外国の著作物や JASRAC などの権利者団体に加入していない者の著作物についても、一定の要件の下で許諾なく利用できます。

(3) その他…著作権法改正の詳しい内容については、以下を参照してください。

文化庁「教育の情報化の推進のための著作権法改正の概要」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_14.pdf

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

「改正著作権法第 35 条運用指針（令和 3(2021)年度版）」

https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin_20201221.pdf

II 肖像権、プライバシー権及び個人情報

(1) 肖像権

オンライン授業では肖像権への配慮が必要です。双方向型の授業に学生が映ることは問題ありませんが、それを録画したり、それを動画配信する場合は、学生の同意が必要です。

(2) プライバシー権

一般人の感受性を基準とし、「当該私人の立場に立った場合、公開を欲しないであろうと認められる事柄」は、プライバシー権により保護されます。

(3) 要配慮個人情報

人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪履歴、犯罪により害を被った事実、その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいいます。要配慮個人情報の取得や第三者への提供は、特に注意が必要です。

(4) 上記(2)(3)を除く個人情報

個人情報とは、特定の個人を識別できる情報をいいます。個人情報を用いる目的に照らして、必要な個人情報を必要な限りで収集し利用するのが基本ルールです。双方向型授業で学生の名前を特定して発言を求めることは認められます。ただし、携帯電話の番号等の公表はリスクがあるので要注意です。